

44. 6. 5

NO55

発行 佐井村代場

広報 さい

人 男 2566
女 2656
口 1092世帯

第2回 定例議会

助役、収入役の再選、

報酬等のアツプ可決

議長に 川畑徳次郎氏
副議長に 木部惣太郎氏

五月二十四日開会されたや二回定例議会は議長、副議長の辞職により選挙が行なわれ新議長に川畑徳次郎氏が選ばれ、助役、収入役の任期満了(四回年)に伴う同意の件など九議案が原案どおり可決され、会期一日で閉会した。

一 会議事件

- 1. 選挙ヤ一号 佐井村議会議長選挙の件
- 2. 選挙ヤ二号 佐井村議会副議長選挙の件
- 3. 報告ヤ二号 専決処分報告の件
- 4. 議案ヤ15号 助役選任につき同意を

求めることについて

- 5. 議案ヤ16号 収入役選任につき同意を求めることについて
- 6. 議案ヤ17号 佐井村特別取の取員の給料等に関する条例中一部改正条例案

7. 議案ヤ18号 教育委員会教育長の給

与および勤務時間等に關する条例中一部改正条例案

8. 議案ヤ19号 報酬及び費用并償に關する条例中一部改正条例案

9. 議案ヤ20号 佐井村税条例中一部改正条例案

議長に 川畑氏
副議長に 木部氏

本会議開会に先立ち議長、副議長が辞職したため、今議員が臨時議長となり議長選挙を行なった結果は左のとおりであった。

常任委員も

改選さる

委員会条例による常任委員も任期満了のため次のとおり改選されました。

総務常任委員長 内田 俊雄

川畑徳次郎氏 9票

石沢多佳樹氏 4票

與本文男氏 1票

長後雄二氏 1票

その後副議長の選挙が行なわれ木部議員が選ばれた。

木部惣太郎氏 10票

奈良兼太郎氏 3票

東生 昇氏 1票

長後雄二氏 1票

1

後前任委員副委員長

木部 惣太郎

同委員 河川 畑 徳太郎

文教厚生委員長

吉田 順一

同委員長 東出 昇

同委員 興本 正一

。 長後 雄二

土木建設常任委員長

高橋 豊太郎

同委員長 横沢 清

同委員 松沢 勝雄

。 大畑 勝義

産業経済常任委員長

奈良 兼太郎

同委員長 興本文 男

同委員 石沢 多佳樹

。 今 与文

一般質問

三上医院(村立診療所)

に呼出ベルを

奈良 兼太郎議員

1. 夜間に急患が出ても三上医院に行き医師に往診をおねがいしようとしたら「お医者さんいってこない」などと返事をなされた。その時、幸いに山崎商店の息子が起きて来て「電話をなぐれば起きない」と言った。電話をしてくれてようやく往診してもらったのです。

このように電話をなぐれば連絡がつかぬようでは、電話のない家の人は「呼出のベルを設けるなりして医師に連絡のつくよう処置すべきでないか。」

村長 そのような場合は多くあると思いますが、いろいろ改善の事を考えております。まだ、はつきり村立診療所になった訳でもありません。仮りに村立診療所になったとしても医師は公務員です。勤務時間をはつきり決まっています。超過勤務手当は支給し

ませんが、本人が拒否すれば強行する訳にはいきません。

しかし、何れと云っても人命にかかわることですから村立診療所になった場合は看護婦を当直させ医師と患者の間を連絡するようになります。

医師に対しては村民の生命を第一に考え服務してもらうことを要望します。医師と生の身体です。

また、最近では患者も救急車を呼ぶ場合は医師と連絡をとり看護婦にその処置をとらせる場合もあります。看護婦も研修のある者を採用し、最善の努力をします。

奈良議員 村立診療所になった場合、はいつとも夜間の人があつたら、よろよろでよい処置をしてほしい。

苗木購入は春に

大畑 勝義議員

1. 先般の古佐井山振部分林設立総

会に於て、「今までは春に植栽する苗木は前年の秋に購入して仮植しておき翌年植栽することにしていく。これでは苗木が死に、活着も良くない。」との話しです。そのためには、購入先に保管料を支払い春に受け入れる。その森林組合と協力して処置できないか。

2. 古佐井各地の道路(常陸守附近)を横断している側溝の蓋がニメートルぐらい落ち込んで、いろいろ修理すべきでないか。

村長 1. 苗木の需給の関係は非常に条件が悪いのです。春に受け入れるのが一番良いので、どこの苗圃が良いか移員に調査させ保管料を支払い春に受け入れるようにしたいと思っています。2. 遠くから善処します。

火葬場に休憩室を

横沢 清義議員

1. 部落で不幸があり火葬する場合は親類の人達が火葬場まで行き、火葬が済み骨拾いをするまで火葬場で待たなければならぬ。

西佐井の人達は一旦自宅へ帰って時間をみて骨拾いに出かけるが、部落の場合はそういう訳にはいかないので、火葬場に休憩室を設ける必要があるのではないか。

村長 昨年から設置するようには仕事を進めて来たが、大工の都合で伸びくくになってしまったが、早い機会に設置する。

県道整備を

松沢 勝雄 議員

1. 土木工事した県道(神田附近)整備により、法切りの箇所が降雨の都度定地が崩れ苦情が出ている。転賣にも話して土木事務所に連絡してもらったが、何んの処置もされてないので、

善処するよう努力してほしい。

村長 土木事務所に連絡して善処してもらいます。

観光客の受け入れ

体制を万全に

東出 昇 議員

1. 当村を訪れる観光客は年々増加しているが、これらに向けて非常な不満を持っている。たとえば観光船のこことやら、客に対する待遇のことなどである。そこで、観光協会の仕事の内容はこの程度までか。一例を申せば「船が何時頃出帆するか。」「の順列に対しては「わかない。私の方では関係がない。」と答弁している。果してこれを良いのか。幸い観光協会には立派な船を運送することになっているが、そういう場合は船の敷設をするのか。やはり観光客本位にすべきと思う。

観光客は土、日曜日に数多く訪れると思うが、職員は休日のため出動しないのでこれではチクハブではないか。この観光協会の職員

の服務についてもうかがいたい。次に、仏ヶ浦には昨年売店が二店あったと思うが、今年は四、五人もの申込みがあるように聞いているが、これらも事前に話し合いて決定しなければ競争して好ましくないこともおこさないか。みやげ品なども観光協会と話し合い統一した方がいいか。

2. 先般の議会で村長は、薬師山に見童遊園地を設けたいと申したが、あやうに遠い場所では好まれないので、八幡宮の附近に設けるべきではないか。

村長 1. 観光客がとまどいしているのは事実のようです。素直に申しますと、以前からそういうことは経験しています。これは好ましくないと思いついて公園にも特

定されたし、しかも観光ギヤラバン隊まで組織し九州までも観光客誘致に行っている今日従来

のような観光客に対する態度では良くないので、マシマンまでに正規の観光船を運行させるように許可の運びを取り急いでもらいたいと申請者からその願いが出た當時から県、海運局に要請しておいたのです。わかれれば最初定期船の許可が先に、または不定期船と同時に許可が出るのが望ましいと思つていたが、この不定期船に先に許可が出てしまいました。不定期船の發航は商工会で行なつていたが、今はこれから手を引いてしまつたのです。

観光協会として不定期船の船の安全度、安らぐ下平へ「こんな小さな船に客を乗せて良いのか」等の不平(なじ)からしては話さない方針です。

一方、定期船が航航すればバス会社では通し切符を売って行くのではないかと思っている。定期ですから船の登着時間は関係方面にもPRするのが当然と思つ。どつちにしても切符の発売はしない、どつちこつちとは片寄らずに観光客等に仕事を進めたい、シーズン中は職員は休まないことにしている。売店は商工会に任せようと思います。これは観光駐在形質の指示にしたがつています、みやげ品については努力しているがこれという案が出ていない。

2. 児童遊園地は近くにある体積積です、最近三百坪なれば駄目なものです、八幡宮の後は三百坪とれば他の土地が窮乏になります。また、あすこは農地改革の調査されたところですから目的変更をするのも簡単ではないと思ひます。理想としてはどう

すが私の考えではあそこにはプールを設けたいと思ひます。

講師山の遊園地のことには、ちよつと遠いが歩くことが健康に良いこと、また、交通事故等からハイパスを直す考えです、最終的には三三年計画で実行したい。

村営グラウンドを

長後 雄二 議員

1. 佐井小学校のグラウンドは環境整備のため花壇を設けたり、その他を整備したためせまくなり、八十名を超える野球愛好者、また陸上競技などができなくなったので、近くにグラウンドを設ける必要があると思ひ、また、将来体育館も必要となるのでこれ等についての案があるか。

村長 学校施設ですから学校本位で利用するのが当然ですが、村の事情からして一般村民にも学校のグラウンドを利用させるように考え

ていた、ところが指摘のようにグラウンドがせまくなったのは残念です、体育館でも広いグラウンドをせまくする方がよいことになっております、体育館は計画はありますが、今すぐはむずかしい、グラウンドも土地の問題で仲間メドがつかないのです、せつかんの青年の意欲も満足させられ残念ですが、適当な土地がつかると辛抱してほしいと思ひます。

提案理由説明

1. 専決第ニ号 43年度佐井村一般会計補正予算(オ五号)

村長 年度末になりましたので歳入歳出の最終的な凹凸を更正したものです、総額で四十七万八千円を減額し歳入歳出予算総額を一億四千三百八十五万三千円になります、補正の内訳は歳入で国庫補助金の二十九万八千円の減額、これは

教育費の国庫補助金の減額が主なものです、財産売却収入の二百四十八万二千円の減額は下用品売却の分です、これは売却せずとも予算執行上支障をきたさないもので、理物はこの金額にて残っています、百九十九万円の村債の減額は起債の予定額が予算を下回ったため借金が少なくなることによることばしいことと思ひます、一方歳出ですが、総務管理の六十六万七千円の増額はリースマツカ等の関係で入替費が増した訳です、残りの補正はどうか額はあります、それが詳細については重厚別明細書によればわかると思ひます。

2. 専決第ニ号 昭和四十三年度佐井村簡易水道事業特別会計補正予算(オ四号)

これは一般会計同様で最終的には二十六万四千円の減額です、

3. 専決第ニ号 昭和四十三年度

佐井村国民健康保険特別会計補正予算(ハ)三号

これは百八十六万五千円の追加です。産科診療所(直診助定)の人件費、内件費が増加したため黒字の予算勘定から百三十七万五千円、一般会計から二百十二万九千円を繰入れしたものです。

4. 専決(五号) 昭和四十三年度佐井村へ委託出張診療所特別会計補正予算(ヤ四号)

予算総額で三十七万七千円追加しました。予算以上に人件費等が支出されるため一般会計繰入金国庫補助金の増によっています。

5. 専決(五号) 佐井村托老会中一部改正条例

地方税法の改正により四月一日からたがいに実施しなければならぬものもあるため改正した。改正の根本は個人村民托老非探視の範囲を拡大したもので

す。身障者、未成若者、老令者、寡婦などの課税対象額が二十八万回から三十万回に引き上げられたものです。この外に特別徴収の期限の改正、事務上の改正などです。

6. 専決(七号) 佐井村立診療所設置条例

三上医療が廃止になり次の診療所設置までの間に空白を生じることが村民の生命の保持の上に向題が生じるのと、とりあえず条例を設けて県へ申請したのです。これも急を要するたの専決です。

内田議員 1. 一般会計補正予算の歳入の財源売却収入が現物で残っていると申ししたが、くわしく説明願いたい。

2. 国産出の土木費の工事費の減額百五十八万回は何か、村長 1. 不用の残額は明確に計算していない、このほとんどは古株です。またたがもありませんが、

牛尾から搬出してないが合計四百万回以上はあると思う。これは四十四年度の小学費増築、保育所の増築、車庫等の建築に利用したいと思う。

2. 又どり町を村道に認定し改良するための予算をした、今、防壁工法が出ていますが、その工法により四十四年度は大田基代附近から保育所前を通り又どり荘に通じる道路を舗装したいと思っています。

内田議員 財産管理は収入役において調査してほしいと要望してあったが、そのように実施していると思いが、

2. 又どり町は私有地のため村道に認定するための土地購入費はなかったか、羊ヶ地価格上昇しているため土地購入が先決でないか、村長 1. 羊ヶ地は決算のとまはつきりします。2. 他の村道は用地の買収を先に進めているが、又どり町のこととは

の区域の方々が当時道路を直す計画を持ってからその分は協力するから心配ないと思われておった、これは相手があることですから関係者と話し合いたい。●議長の採決により承認

助役再選

村長 現在の事務執行等からまた長年経験している宮川耳晴氏を助役に再選したいと考えている。

内田議員 本案には賛成であるが一般村民の中から「助役は現場にいって村長がいなければ、小さなことでも決断をさせない、」と声が出ています。これは、さへは夫れですが村長が「ワンマン」であるのではないか、今少し助役が中をきかせても良いのではないか、ワンマンと発言してあげてくれませんか、助役は

村長に對しては「さり」を態度
をどうするか尋ねます。

村長 松は助役に對して「法」を
まげ、またはこれに對して「法」を
度ば要求してはいないのです。

どういふ態度で村長に對して
いらか側にいる訳ではないから
は「さり」わからないが、助役の
権限は法令にあるのだから、宛明
せは事としていふとどう、助役
も人前ですから物事の考えは村
長と同一だとは思われない。取り
に私の考えと違つた態度をして
も最高責任者は村長ですからこ
れは当然です。「ワンマン」に
いふべきは入る侮辱した言辭を
失礼にはないかと思つ

田田誠司「ワンマン」の発言に
半程申へた通りです。村長と申
へた。

助役のことはどうも先程申し
た通り、どういふ意向が、
れるのだから向むかへて村長

かひなければわからない。「こと
きは公ましくない」を要するに
申へたのです。

議長 村長に對して賛成多数で同意
する。収入入札も同意する。

三役給料値上げ

村長は十一万円に
答申に對しては、村長は十一万円に

村長 十一万円以上
助役 八万円以内
収入役 七万五千円以内

議長 私は報酬審議会の設置にも
反対した者として、積極的に反対を
ある。議決報酬、教育長給与の
値上げについても同じ。

田田誠司 この案に對して、
十四年度は並行にならないと
思ふが、どういふに同意を請つて

赤字を公の財源より執行してもら
たい。

村長 反対した長後議員の立場を
わかりませう。

財政の運営には乃至を期し赤字
は絶対生じぬよう細心の努力を
しよう約束します。

議決の結果賛成多数が可決
村長 十一万円以上四万円以内
助役 八万円以上六万円以内
収入役 七万五千円以上五万円以内

議決は答申より
二万円マシな二万円に
収入役は七万五千円以内

議決は答申より
二万円マシな二万円に
収入役は七万五千円以内

議決は答申より
二万円マシな二万円に
収入役は七万五千円以内

議決は答申より
二万円マシな二万円に
収入役は七万五千円以内

議決は答申より
二万円マシな二万円に
収入役は七万五千円以内

三河人から送られた挨拶が、
一た、
挨拶 助役
三河人

一言の挨拶申へては、
領り又ますれば、
は、
ら、
を、
に、
一、
は、
上、
手、
こ、
そ、
役、
に、
何、
直、
方、
た、

会田由が宮川をどうにしようか
 ましては私も深く反省し公僕精神
 を振り下げて託す方分の一に報い
 たま前存につき何分の一指導と
 叱責をお願ひ申へるものにて
 さいます

尚、私は昨三上医院に外科医
 招へいために湯へ参つておれ
 ます、今年はお湯より医師格へ
 いをりておられます、折村の長が医師
 の再入國の手続きの迅速化その他
 のおねがいを兼ねた報告というこ
 とで代理として再展演台というこ
 とに相成りました、このことを一
 言申し上げまして本日の議案にお
 ける格段と致します。

収入役 三ノ 重蔵
 本日同様からご同僚下におまし
 たことに対して、強く責任を
 感じておるものであります。
 この四年間を顧みまして、四
 十三年度の決算は思ひ通りに
 してあります、これを一歩とし

て今後ますます努力を願注する
 覚悟であります、皆様のご指導
 とご鞭撻を切におねがい致します

報酬審議会が答申

会長に川岸建吉氏

三月議会で可決された特別報酬審議会は、五月十六日付で村長
 から次の方が委員とされ、五月二十三日の初会合では会長に川岸建吉氏
 (商工会長)が選ばれ、村長から諮問のあつた報酬等の値上げについて
 左のような答申がなされた。

1. 審議会委員

- 佐井村商工会会長 川岸 建吉
- 佐井村森林組合長 三ノ 重蔵
- 佐井村漁業組合長 若山 孫一郎
- 佐井村公平委員会会長 若山 直衛
- 佐井村農林組合長 大田 高五郎
- 原田 昭若 後代 加藤 与市
- 川口 〃 〃 坪島 貞助
- 矢越 〃 〃 野木 正三
- 磯谷 〃 〃 川村 茂代八
- 長後 〃 〃 大石 玉五郎
- 福浦 〃 〃 内藤 清美

て、はなはだ簡單ですが、格段に
 かとせつていただきます。

答申書

昭和四十四年五
 月二十三日村長よ

リ「佐井村特別報酬及給料
 額を改正する必要があると思われ
 るので意見を求めます」という
 諮問を受けた当審議会は、任氏の
 一部の反対意見のあることを十分
 配慮し専ら公平下位の立場を堅持
 することに努めつつ、各委員が提
 出された資料に基づき急遽な意見

見をまじえ、この問題を検討し
 た。元来地方自治法や二百三
 条及び二百四条が地方公共団体
 の議会の議員等の給与はこれを
 「報酬」といい、村長・助役等
 の給与はこれを「給料」という
 如く、この二者は給与としての
 性格を異にするものであつた
 の運用については、次のように
 取扱ふことを要するものと考え
 た。

一 村長及び助役等の給料額

まず「給料」については、地
 方公務員法や二十四条や一項は
 「取資の給与はその職務と責任
 に応ずるものでなければならぬ
 い。」と規定し、同条や三項は
 取資の給与は、生計費並びに、
 国及び他の地方公共団体の取資
 並びに民間事業の従事者の給与
 その他の他の事情を考慮して定めら
 なければならない。」と規定して
 いる。これは永年の勤務を予定

とされる一般職の公務員に適用される規定であり、村長、助役等の特別職の公務員には適用されないうが、これに準じてその給料を定むべきものと考え、何んとなれば、村長は公選により任期を定められた公務員であり、助役等は村長が任命する任期を定められた特殊の公務員であるが、ともに専任の常勤職員であることは一般職と異ならない。

佐井村の一般職の給与は昭和四十一年四月以来三回改定された。これは、国家公務員の給与改定に相応するものであり過去三年間に約二十数%上昇している。これに対し、村長、助役等の給与は昭和四十一年四月一日現在村長九万四、助役六万七千四、収入役六万四と定められたまゝ、現在に到るまで増額されているのである。ゆえに村長、助役等が一般職の給与と同じく専任の常勤職員であり

その職務と責任が一般職の職員に上位にあり、その給与の性格が職務と責任に相応した対価であること共に、その生計費があることを意味するならば、一般職の職員に決定基準に準じ、その給与改定に於いて村長、助役等の給与を改定することは不合理でない。

従つて昭和四十一年四月以来の一般職の給与の上昇率程度に改定を村長、助役等の給与に加ふるものとして

村長	月額	十一万円
助役	〃	八万円
収入役	〃	七万五千円
教育長	〃	五万五千円

までの額において村長が定める額と改定することを適当と認める。

二、村議会議員の報酬及びその他委員報酬の額について

地方公社団体の議会の議員の報

酬は、元来非常勤職員に対する勤務の対価もしくは実質的報酬的性格を有するものとして起つたものであるが、生計費とは無関係のものであるから常勤職員の給与の如く常時民間賃金、生計費等に相応して改定されるべきものではない。また、現行の議員報酬の額はたゞ従前の額を既定事実として随時増額されて現在に到つたもので、何等合理的な基準の存するものなく従つて村長の改定についても現在の額を既定事実とし、これを起算とするはかないのである。

そこで、最近の議会の状況からして、はじめの参事と称せられていた村議会議員の職は漸次専門職化する傾向にあり、せこせこの自ら進んで立候補したものは言へ、住民の議員に求むるところは益々多く、調査費、研究費、交通費等多くの出費を生ずるようになった。従つて、その給与(報酬)も新

次給料化して増額され、或いは報酬のほかに生活給的性情を有する期末手当を支給し、或いは報酬とは別に費用弁償の制度を設ける等非常勤職員の給与制度に接近してきた事実は看過できないことである。と認めれば昭和四十二年四月一日から改正された事に類似町村並びに隣接町村の議会議員の報酬の向に不均衡を生じていることも考慮すべきことである。ゆえに住民の一部の議員報酬の増額に対する態度は、甚ださびしいものがあるが、この際必要を最々限度の改定をすることにはやむを得ないものと考

える。よつて報酬月額を

議長	二万二千円
副議長	二万円
議員	一万八千円

までの額において改定することゝ適当と認める。

尚、その他委員の報酬月額に

ついては、政府の日續賃金等を考
 慮するならば、一日当り十円(こ
 の中實用并償も支給されるから)
 までの額に於いて決定すること
 適當と認める。その外、現在ある
 部落行政連絡委員(連絡員、補助

員)についての年向八百円の連絡員
 (七百円(補助員)については、
 部落調整費も支給されていると
 も聞いてゐる)のみで、これらの関連
 を検討する必要があるので思われる
 以上

北方季節労働者に引揚者交付金を

このことについて北方(北千島、カムチャツカ)季節労働者で左の要
 件を満たす方にも特別交付金を支給することに五月三十日付をもって
 通知ありましたから該当者は、請求手続をなして下さい。

記

1. いわゆる漁業労働者であること
 2. 昭和三十九年、同二十年の二年
 間反復継続して北方地域におい
 て労務に従事したものであること
 3. 昭和二十年八月九日以後本邦
 に引き揚げまたは、同日以後引
 揚前に死亡したものであること
 4. 北方地域で労務に従事していた
 期間が昭和十九年、二十年と十六
 ヶ月を上回ること
 5. 主として北方地域における労務
 による収入により生計を維持した
 ものであること
 6. 但し、北方部隊が継続して八年
 以上の方は別に申し出下さい。
- ※引揚給付金受給通知書持参のこゝに、
 かわしくは一番窓口厚生課へ

冠婚葬祭の 簡素化

佐井村連合婦人会

この問題については、昭和四十
 一年秋、馬門ホテルにおいて塚主
 権役員講習会がもたれた際、や三
 分科会の議題となりいろいろ話し
 合った結果、冠婚葬祭の簡素化運
 動を地域の実状にあわせて推進す
 ることになりました。

そこで本村においても出席した
 三カ会長の報告をもとに、早速役
 員会にはかり実行に取り組むこと
 にいたしました。幸いに昭和四十
 二年二月と本年三月の二回、結婚
 披露宴の一切を引き受ける機会を
 得て会員の協力と愛護いただきましたが、当時者ならびにお客さんには
 大変なご迷惑をいたしました。会にある花
 嫁衣裳の活用とか、式場、御料理
 等削減した事柄の具体的なことは
 紙数がありませんので省略いたし

ます。

さて、本年の三月九日川目
 申催された佐井村連合婦人会の
 総会でこの実践をかりかたつて
 次のとおり申し合わせを決定し
 ましたので会員はもとより村民
 の皆様の理解ある御協力を玉願
 いたします。

1. 結婚式の御祝儀は特別な場合
 は別として普通二十円位とする
2. 香典、新祝賀舞は五百円程
 度とする。
3. 葬祭の時のお通夜にはお酒を
 一般の客に出さないようにする
4. 後片づけのお茶のみのお使い
 を受けた時にはお金の包物を持
 参しないようにする。
5. 新入会のお祝いの招待を受け
 た時等にもお祝金を差し控える
 こと。

戦没者の遺族に

特別弔慰金支給

戦没者等の遺族に昭和四十年から特別弔慰金が支給されておりますが、本年六月三十日まで大部分の方の請求期限が切れます。支給の対象となる主たる遺族は次のとおりです。

1. 遺族援護法の弔慰金を受けた遺族で、昭和四十年四月一日現在、公務扶助料や遺族年金等を受けず遺族がいないう場合、順位は、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹です。
2. 前記1のように昭和四十年四月一日以降公務扶助料の遺族年金をうけている遺族がいる場合は除かれます。

妻にも給付金

戦没者等の妻で、まだ特別給付金(二十万円国債)の請求手続をしていない方は本年九月三十日(六月三十日)のものも取りおとし、請求期限が切れます。支給を受けられる方は

1. 戦没者の遺族年金、遺族給与金、弔慰金、扶助料等の支給対象になっていない方です。
- (注) なかには支給を受けられない場合もあります。

四軍入等加算恩給の請求時効は

昭和三十六年法律第一三九号を以て恩給法の一部が改正され、終戦後廃止された戦時加算が同年十月一日から認められるようになりました。

戦時加算というのは軍人として戦地や非常地等に勤務した場合、実際に勤務した期間(実後期間)に対し勤務した時期と地域によつて違いがありますが、一年について一年乃至三年を割り増すことです。

例えば、一年勤務すると三年の加算をつけられる地域に勤務している場合は在軍四年になり、戦時加算が認められたことにより、実後年数と加算年数の合計が下士官の方で十二年以上、准士官以上の方で十三年以上ある場合は、普通恩給を受けられます。

この恩給は本年九月三十日まで請求書を提出しないと「時効」により恩給を受けられなくなります。

戦没者の叙位・叙勲は

国では、今次の戦争に従事しこれにより死没した軍人、軍属に対する叙位、叙勲を昭和三十九年から五ヶ年計画で再開し、逐次発令をしております。その事務遂行のためには県では市町村の協力を得て該

当者を調査し面に叙位の申請をしておりますが、遺族の転居先不明等の理由で叙勲申請のできないものが二千位あります。以上のとおり援護業務についておしらせします。まだ請求および申請手続をしていない方は早めに役場(一番窓口)厚生課へ提出して下さい。

厚生課

住宅改良資金

貸付
申込は七月十一日まで

1. 貸付けを受けることができない者
2. 自己所有の住宅を自ら居住するため改良しようとする者
3. 公庫から貸付けを受けなければ、住宅を改良することができないもの。
4. 自己資金の調達が確保にできないもの。
5. 貸付金の償還が確保にできないもの。

に之がある者

一 貸付金の簡運に因り、蕪奥な
係託人のある者

二 対象となる建物

改良後における一戸当りの
住宅部分の床面積が三〇以上
の建物とする。

三 貸付金の限度

一 住宅改良工事費の七〇名以
の額で、一〇万円から四〇万円
までの金額。

※ 貸付けを希望される方は建築
係まで

建築係

佐井村立診療所

開設される

従来の三上医院が廃止になり
新たに村立診療所を開設するこ
とになりましたから左記要項
簡便の上利用下さい。

記

一 診療科目 内科、外科、小

児科、皮膚科、婦人科

二 診療日及び診療時間

平日 朝九時～十二時

三上曜日 自午前八時十五分

至午後四時十五分

至午後四時十五分

休日曜日、祭日 休診

但し、おこなうべき手術及び休診

日でも日当直の看護婦を配置して

あります。尚、時間外の急患の場

合は玄關の外に立止しベルを鳴

らすは表示してある。をを取り付

てありますから利用して下さい。

三 急患の診療、往診について

医師の夜間診療、往診について

は勤務時間外のため勤務は担当の

医師を呼び出す内でもあり、理

の勤務にも義務が生ずる等の事由

は医師が正当な事由ある場合はこ

れを拒否することしめあつた予

め、この限りはいたしません。但し重

急な場合はこの限り最善を尽く

すこととを希望いたします。

4 光線の公費（五四号）で医師の

診療区域を定めたことをご通知せ

ましたが只れは取り消します。

以上

税務職員を

募集して

本年度の国家公務員採用初級試験
は、次により行なわれ税務職員
はこのうちから採用されます。

一 試験資格 昭和三四年四月二日

より昭和三七年四月一日まで

の間に生まれた男子

二 申し込み期間 昭和四四年六月二

日頃から七月四日まで

三 試験科目 試験科目

ア 一次試験 昭四四・九・七

警察官試験 適性試験 作文試験

オ 二次試験 昭四四・五・廿四

ア 下旬までの前に一

人 均試験、身体検査

4 表 一次合格者 四、九、二九

二次合格者

5 採用予定人数 約三三五名

税務職員に採用されること、給

与を受けはから税務大学校に入

校し、約一年間大学水準の教育

を目ざした教育を受け、卒業す

るとともに大蔵事務次官には

官して同僚の仕事に従事します

詳細はむつ税務署、電話二一

三二七号に右向き合わけさせ

たい。

税務署の仕事

国では私たちが国民のためいろ

いろ重要な仕事をしています。

これらの仕事に要する費用は

膨大なものですが、その大部分

は国民が納める税金をまかなわ

れています。この税金のうち、

国税については仕事をしています

のが税務署で、全国に四百九十

七あります。

税務署では、申告納税制度が

円滑に行なわれるように税金の

納税に怠り、計算のしつた
る説明会等を開催して、納税者
の申告や納税の手付けをしてい
ます。

また、適正、公平な課税のた
めに調査の検査を行なっていま
す。

貯蓄と税金

預貯金や公社債などの利息や
分配金には、現在十五%の所得
税がかかっています。郵便貯
金の利子にはかかりません。
しかし、個人の預貯金や貸付
信託、公社債などの貯蓄は、銀
行や証券会社などに非課税貯蓄
申告書を提出すれば、元本の合
計金額が百万円までは税金が
からないことになっています。

むつ 税務署

村の

博物誌考

長後川のワナ

ワナレの回復について

第二次大戦前の長後川には、イ
ワナが豊富でキブが双で、二十匹
ぐらゐは何んの苦勞もなくとらえ
たものである。それが急激に減り
はじめ、現在は絶滅の恐れが充分
ある。

生物がどの絶対数へ仲間が揃え
まほろはないために必要最低種
数を割ると、あとはもう滅んでへ
のコースをたどるばかりである。
その例として北米大陸の「ワマ
リバト」(旅行鳩)はよく書かれ
ているが、一つの群が二十二億三
十億羽も見られ、また、三群間も
雲のように後から後から続いて
相陵できない程の数であったが、
一回に三十万羽も殺され、また、

一度に隻車で三十数輛も積みださ
れたりして、アメリカ農夫の無智
により豚の餌や人間の食料にされ
今から三十数年前に、ニューヨーク
の動物園の一羽を最後に地球上か
ら永遠に姿を消してしまつた。

日本の「トキ」、「コウノトリ」
も昔は各地に多くいて、世帯にま
まされていたが、明治初年以來、
見さかえなく射たれ、今ではすで
にその増殖は悲觀的で、絶滅はあ
らざるが年月といわれている。

長後川のイワナ激減の主な原因
は、四つほどあるが、みんな人為
的な結果がさうなっている。
長後部落の大多数はこのことに
無関心であるが、幸い数人の者が
筆者と同じ考えであり、その一人
である佐々木清栄校長ほか教員諸
氏が一九七〇年になって保護運動にのり
出しまくられたことは幸いである。
まず向う三ヶ年間の釣り、タモ
網使用、幼魚、成魚の捕餌の禁

止を生徒児童に申しわたし、生
徒たちもよく守っている。いづ
かなく村民の方々もこの川での
釣りと三ヶ年ほど遠慮したをさだ
め、

近來の観光ブームや釣り流行
で、下北各河川もわたり、らん
獲され荒されていふようだが、
弘前市水産増殖研究会では、人
工化のイワナ放流をはじめた
し、県内水産増殖調整委員会
は、大畑のヌズノコ保護のため
一帯の釣りを含む禁漁規制を告
示したことはよろこばしい。

下北の釣りの団体が、東京溪
流釣リーグとなるのを招待し
て、釣りの結果などをPRしま
もらっているが、馬鹿げたこと
で、釣りの精神を忘れた商業利
潤の走り犬のような感じがする。
日本産イワナには、オシヨロ
コマ・カラフトイワナ・ミヤベ
イワナ・アヤマ・エゾイワナ

ニッコウイワナ・ヤマトイワナ
などがあり、佐井河川のものもは
「ゴソイワナ」で、その卵は
太平洋側では、高原山山麓の堀
原溪谷——犀川、日本海側では
最上川本流といわれている。

水温十五度の冷水を好み、十
月と十一月に産卵する。降海
性で、なほ、一生を生れた河
川を終る。

刊登執筆者 大石 健次郎

ことしの気象と

予想される異常な天候

二二の天候も、昨年同様異常
帯性の強い変動の大きい天候に
なりそうだが、この予報が発表さ
れました。

春期は一時的に強い低温期が
あり、晩霜のおそれがあります。
梅雨期は全般に「活発で、順

調に経過して下さるが、梅雨後半
には低温が現われやすいようです。
盛夏期は、おおむね順調ですが
初秋は下順の傾向が強くなり、台風も
昨年より多めで、概して秋の天候
は下順気味です。

このような天候の見通しに對し
て、作物栽培上の要注意点は次の
ようになります。

1. 梅雨末期頃の低温

稲作では、障害下粒、ふねん
の出穂遅延の原因となりますので
水管理(深水と水温上昇)をよこ
して、幼穂の発育促進と保温に努
めましょう。

なお、この頃に異常低温が予想
されるときは、あらゆる報道機関
および各普及指導機関を通じて低
温対策が示されますので、これを
よく実行しましょう。

2. 盛夏期の高温

稲作には思ひの天候であるのに
同様に、病害虫の発生にも、また

とない好条件となります。
稲では、いもち病、もみぢれ病
ニカメイチュウが、りんごでは、
斑痕性透葉病、ハニ環の発生が多
くなります。早期発見と適切な
に努めましょう。

3. 初秋からの下順天候

稲作では、穂萎へおんじの(下良
と品質低下の要因となりますし、
りんごでは玉砕びや着色等に影響
します。

不順の程度は昨年なみぐらいと
のことです。りんごでは着色不良を
重視とし、落葉期の散布を徹底と
首力をかけましょう。

いずれにしても、ことしも桑観
念のない天候の見通しです。どの
場合今後は各種の天候予想に留意
し、作物の生育と気象変化に對心
した管理を行なうようにしまし
ょう。

幼児期の体力づくり

昔ながらのきわ濃く緑をま
す時期です。太陽を浴びて、幼児
の体力づくりに心ざわしい季節
です。

人間は生まれてから満一年ぐ
らいぐ、ひとり立ちが出来るよ
うになり、一年二回三カ月ずつ
ど、ひとり歩きができるようにな
ります。しどいに走ったり、
じんたり、ぶらさがったりする
こともできるようになります。

このように、幼児期になると
走ったり、とんだり、どびおり
たり、ぶらさがったりする運動
が好まれ、全身的な運動能力が
発達してきます。

この時期は、筋力や呼吸器、
循環器のゆきは十分ではないの
ですが、神経のゆきは比較的よ
く発達しています。そこで、神
経と筋の調整力を伸ばすように

注意してやります。

神経と筋の調整力というのはからだを器用に動かすことのできる能力で、いろいろな運動をくり返して行なうことによつて発達します。できるだけ外や室内で、全身的な運動になる遊びを器用にこなせましょう。

神経と筋の調整の伸るころ時期に、運動不足になるほど器用な人をつくらしたり、運動がらになつたりすることがあります。

幼児期の運動は精神面とも関係が深いので、この時期にいろいろな運動能力の基礎をつくるのが大切です。

家庭でできる運動遊びの具体例を紹介しましょう。

1. たたみのへり歩き
へりの上を、はずれないように歩みます。歩くときに前に出した足のかかとが、後足のつま先に触れるようにします。前後

左右に、またつま先でも歩きます。
2. 積木とり
からだの前や後に積み木を置いて、からだを十分に曲げたり、伸びたりしてとります。

3. ホット遊び
兄弟、友だち、両親などが相手になつて、両足をむき合せて、交互にひっぱります。

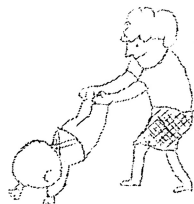
4. 手押し車
両足をもちあげ、手は両手を床につけて手を動かします。

5. 両足での連続遊び
いろいろな物を適當な間隔に置いて、両足でとんでゆきます。

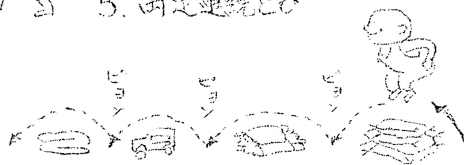
6. ホールの受け渡し
はじめは、軽いものなどを使います。うまくなってきたら、よりと後ろに回転し、定ま上がりがからパスします。

3. ホット遊び

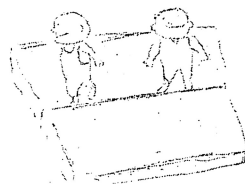
4. 手押し車



5. 両足連続遊び



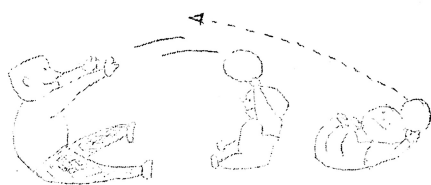
1. たたみのへり歩き



2. 積木とり



6. ホールの受け渡し



ういを正しく

理解しよう

六月二十二日から二十八日まで「うい」を正しく理解する週刊が全国的に実施されます。

この運動は、ういの予防および患者の救済に特別の関心を寄せられた昭和天皇の誕生の日（六月二十五日）を「うい予防デー」とし、それにならんで昭和六年から毎年行なわれていたものとす。

昔は、ういに対する認識が乏しく、ルウエーのハンセン氏によつて病状が認識されて、ういは主として皮膚と神経を司る慢性の伝染病であることが明らかになるまでは、遺伝病あるいは不治の病として恐れられてきました。

今日でも根強い偏見と誤識不

足のために、この病気の後遺症にすぎない一部の变形や奇形が、一般的にはまだ偏見を深く、深刻に考えられていることは残念なことです。

ういは外傷などのある場合、接触によつて伝染する危険性がありますが、今日では伝染の機会に限り発病、伝染ともに非常に弱く最近の国際会議で発表された資料によりますと、感染率もこのうち発病したものも三の〇、そのうち発病後病勢が進行したものが六〇、残りの四〇は軽い経過で、自然治癒を遂げています。

現在、松ヶ丘保養園に入園している六百三十人のうち半數は閉鎖するにいわゆる閉鎖性のもつて二にすぎません。また、止むたの完治力については、戦後満の乳児期はほとんど「せこ」に近く二の時期における乳幼児に対しては特に注意が必要で、成人の免

疫力の一つの例として松ヶ丘保養園では近き創立六十周年を迎えようとしていますが、今日まで職員関係者に一人の感染患者も出ていません。

現在国内には十四ヶ所、国立十一、私立三の療養所があります。そのうち十一ヶ所の施設には約一万人が入園し、社会復帰にそなえて療養に専念しています。

最近、早期発見、早期治療が行なわれるようになり、それにマヒの子供や機能障害に対する整形外科的療法的发展もあつて最近五ヶ年間に約八百人近い退園者が出ています。

知っていくことではない。

松ヶ丘保養園では療養生活をより高く豊かにするために、公民館、図書館、松ヶ丘会館、観衆会館、盲人会館などの設備があり、多くの人々が活用しています。また、機関紙「甲田の聲」が毎月発行され療養生活の向上と社会の啓蒙に大きな役割を果しています。

つゆごその健康

青森県は、関東、関西地方とちがつて、はつきりとしたつゆごその二つの季節が高まり湿度がつかつか、夏の伝染病は二つの時期になります。

赤ちゃんとヒフをどうつます赤ちゃんの皮膚をまもりましょう。赤ちゃんと汗ばんは発汗が十分なので、皮膚をまわれいにして、あふれた汗は

皮膚内を管の外にもれ、化
のうします。赤あせんの下着
にはもめんが適します。左ひ
たびとりかえましょう。エリヤ
などで開放的なものを工夫しま
す。そして入浴や行水をたび
たび行なって清潔にしてください
い。アセモが密集していわゆる
タコリというおでこのような状
態になり、急に発熱したり元氣
がなくなったりすることもあり
ます。発汗を妨げるようにへっ
とりと軟こうを塗ったりするじ
かたで悪くなります。早く
手当を授けましょう。

赤痢をおごころ

そろそろ赤痢が流行しけじ
あります。家庭の主婦、集団給
食、調理人の人たちは、よくに調
理にかかると前の手洗いに気をた
けて下さい。
水道の蛇口の下で石けんをの

けて洗う方法は習慣として
いもです。このヒキつめ
つけ根、指の間などを洗い
いにはこすって下さい。つら
ランを使えば一層よろこば
しいです。
昨年は^{県内}保育所に赤痢が
発生しました。入前中の児童
の手洗いを十分しついまし
よう。保育所の保育士さん、
毎日、児童の顔色やおなか工
合に気を付けてください。

戸籍の窓口

五月分

お誕生おめでとう
大平(和哉(敬) 敬 谷
畠中隆子(政司) 大佐井
熊谷 勇(父) 操(古佐井
田中啓恵(父) 巖(福 浦
大石裕美(父) 義(長 後
大坂 亨(父) 隆(長 後

折戸孝和(父) 但 大佐井
お誕生おめでとう

- (竹内) 光雄 牛 常盤村
- (神) マチ子 牛 常盤村
- (浪野) 幸雄 牛 滝
- (組崎) 幸雄 青森市
- (小笠原) 直孝 名古屋平
- (野部) 和貴 野 平
- (伊藤) 野義政 大 井
- (宮野) すい子 大 井
- (工藤) 正男 大 井
- (傳法) いみ子 大 井
- (石黒) 清三郎 京 田
- (松村) ひろ子 京 田
- (池田) 良花 長 石市
- (佐藤) 良子 長 石市
- (松村) 清夫 原 前町
- (能登) 日出子 原 前町
- (木下) 重美 長 海道市
- (片庭) 重子 長 海道市
- (岩清) 水 健 古 佐井
- (石川) 螢子 古 佐井
- (笠井) 州考 牛 川内町
- (竹内) ナミ 牛 川内町
- (宮川) 知行 大 佐井
- (佐々木) 茂美子 宮 古市
- (田中) 三男 大 佐井
- (大坂) 幸子 大 佐井

折戸但次 大佐井
東出繁子 大佐井

- (山田) 一孝 大佐井
- (宇田川) 一孝 東京都
- (岳上) 道明 上 瀬別町
- (川野) あき子 古 佐井
- (福田) イツ子 磯 谷
- (種内) イツ子 磯 谷
- (小向) 清志 原 石町
- (東出) よし子 原 石町
- 二遊 去おこやみ申す。
- 横 渡 ぎぬ 磯 谷
- 中 村 門 作 大 佐 井
- 三 上 慎 哉 大 佐 井
- 高 橋 利 一 原 田
- 太 田 美 郎 古 佐 井